



町有物品の売払いについて

下記のとおり、軽トラックを一般競争入札により売払いするので、次のとおり公告する。

令和8年1月26日

中泊町長 濱 館 豊 光



記

1. 払下げ物件の表示及び説明会
物件番号 第 5 号
物 件 名 町有財産売払（軽トラック）
 - ・初年度登録 平成18年3月
 - ・総排気量 0.65 L
 - ・車両名 スバル
 - ・乗車定員 2人
 - ・車検満了日 令和8年3月25日
 - ・走行距離 121,278 km （令和8年1月現在）
2. 予定価格 非公表
3. 入札日時及び現場説明会日時
 - 現場説明会：日 時 令和8年2月10日（火）午前10時
 - ：場 所 中泊町役場 大会議室
 - （説明会で入札参加の受付をします。受付していない方は入札に参加できません。）
 - 入札執行日：日 時 令和8年2月20日（金）午前11時
 - ：場 所 中泊町役場 2階 委員会室
4. 入 札 保 証 金
免除（中泊町契約規則第8条第1項第2号の規定による。）
5. 入札参加者の資格
 - （1）中泊町に住所を有する個人、または青森県に本店、支店または営業所を有する法人で、国税及び地方税を滞納していない者であること。
 - （2）地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
 - （3）中泊町財務規則（平成17年3月中泊町規則第62号。以下「財務規則」という。）第119条第1項の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
 - （4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - （5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員並びにこれらのものから委託を受けていない者。
 - （6）地方自治法第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員でないこと。
6. 入札方法等
 - （1）入札書・封筒は説明会時に配布する。
 - （2）入札代理人により入札する場合は、委任状を提出のこと。
 - （3）入札執行回数は1回とし、入札参加者が1名の場合であっても入札を行う。

7. 落札者の決定

予定価格以上の額で、最高の価格をもって入札を行った者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札者が2名以上ある時は、くじにより落札者を決定する。

8. 入札の無効

- (1) 参加資格のない者の入札書
- (2) 入札者が協定していた入札書
- (3) 入札条件に違反していた入札書

9. 契約及び代金の納入

- (1) 契約日 令和8年2月27日（金）午後3時
- (2) 代金の納入 入札説明会時にお知らせする。
- (3) 契約保証金 契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付する。（代金納入後に返還するが、代金の一部に充当することができる。代金を即納する場合は不要。）

10. その他

- (1) 名義変更は、落札者が契約後2週間以内に手続きをとること。
- (2) 車両の引渡しは、所有権の移転登録を確認後とする。
- (3) 車両に記載している文字等は落札者の負担で消して使用すること。
- (4) 問い合わせは、中泊町役場財政課管財係まで電話により行うこと。
電話 0173-57-2111（内線2032, 2034）